

那 賀 町 工 事 設 計 書

木沢支所地域振興室 第 号	令和 08 年 05 月 25 日 作成	当初設計	課 長	支所長	副支所長			審 査 者
事 業 年 度	令和 8 年度							
工事名又は業務名	令和8年度 町単独木沢支所ホール照明取替工事(実施)					設計者職氏名		印
路 線 名 等	木沢総合防災センター	工事種別	電気設備改修工事			那賀町木沢支所 室長補佐 猪岡 正大		
工事又は業務箇所	徳島県那賀郡那賀町木頭		予算区分	町単独				
工事又は業務概要	照明設置工 9台 仮設置工 1式 既設照明撤去工 12箇所							

区分 費目	当初設計	第1回変更設計	第2回変更設計	第3回変更設計	第4回変更設計	備 考
予 算 額	円	円	円	円	円	※上段: (税込み) ※下段: 税抜き
設計金額	()	()	()	()	()	
請負金額	()	()	()	()	()	

当初積算情報	諸 経 費 区 分		記 事	工 期
	工 種 区 分			
	単 価 適 用 年 月 日			
	単 価 地 区			
	機 損 適 用 年 月 日			
	歩 掛 適 用 年 月 日			
				受注業者

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
電気設備改修工事	1	式				
工種 照明設置工	1	式				
LED250形器 本体 枠	9	台				
照明器具取付費	1	式				
電源工事費	1	式				
工種 仮設置工	1	式				
くさび緊結式棚足場 H≒2.9m～6.4m	117	m2				
養生費	74	m2				
仮設材運搬費 4 t ユニック	1	台				
工種 既設照明撤去工	1	式				
天井照明撤去費	12	箇所				
天井版修繕費	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
整理清掃片付け費	74	m2				
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設费率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計	1	式				

工事共通仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

令和8年度 南海トラフ巨大地震等対策事業 木沢支所ホール照明取替工事

2. 工事場所

那賀郡那賀町木頭

3. 建物概要

建物名称	木沢総合防災センター
------	------------

4. 工事種目

種目	工事概要
電灯設備	図示電灯設備の改修工事一式

5. 施工工期

契約締結日の翌日から令和8年10月7日

II. 工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「標仕」という。）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「改標仕」という。）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年版

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後に提出すること。

6. 施工計画書等

施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。

13. 発生材の処理等

- 発生材の処理等は、次により適正に行う。
 - 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
 - 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。

14. 材料・製品等

本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

16. 施工

- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- ① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
- ② 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- ③ 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 施工条件

施工条件は次による。

- ② 工事現場の状況・施工上の制約等に関すること
 - ・ 本工事は、施設を使用しながらの工事となることから、施設の運営に影響を及ぼす資機材の搬入・搬出、既存施設の停電・断水等を伴う工程は、事前に施設管理者にその概要を説明し、承認を得ること。
 - ・ 施設運営の状況により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有を適宜行い、工程の遅延防止等に努めること。
 - ・ 工事対象施設内では、工事区域外への無用な立入りは厳に禁ずるものとする。
- ③ 施工計画・施工図等に関すること
 - ・ 現場着手前に工事範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。
 - ・ 工事の施工に必要な各種施工図の作成に当たっては、既存躯体・設備機器類との納まりを入念に調整・検討すること。

3. 機材の品質等

- ① 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。

品名	機材名・注記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)

4. 施工調査

- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- ② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 非破壊検査

- ① はつり、穴開け及びびあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。

2. 試験

- ① 試験項目は、標仕<2> 2.18.2により行う。なお、監理指針<2> 2.18.2を参考とする。
- ② 照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とする。
- ③ 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。
 - ・ 照度測定

3. その他共通事項

- ③ 塗装工事
 - ・ 機械室、隠ぺい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
 - ・ 屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
- ④ 配線器具
 - ・ 図面に記載なきフラッシュプレートは、新金属製とする。

3章 関連工事

1. 仮設工事

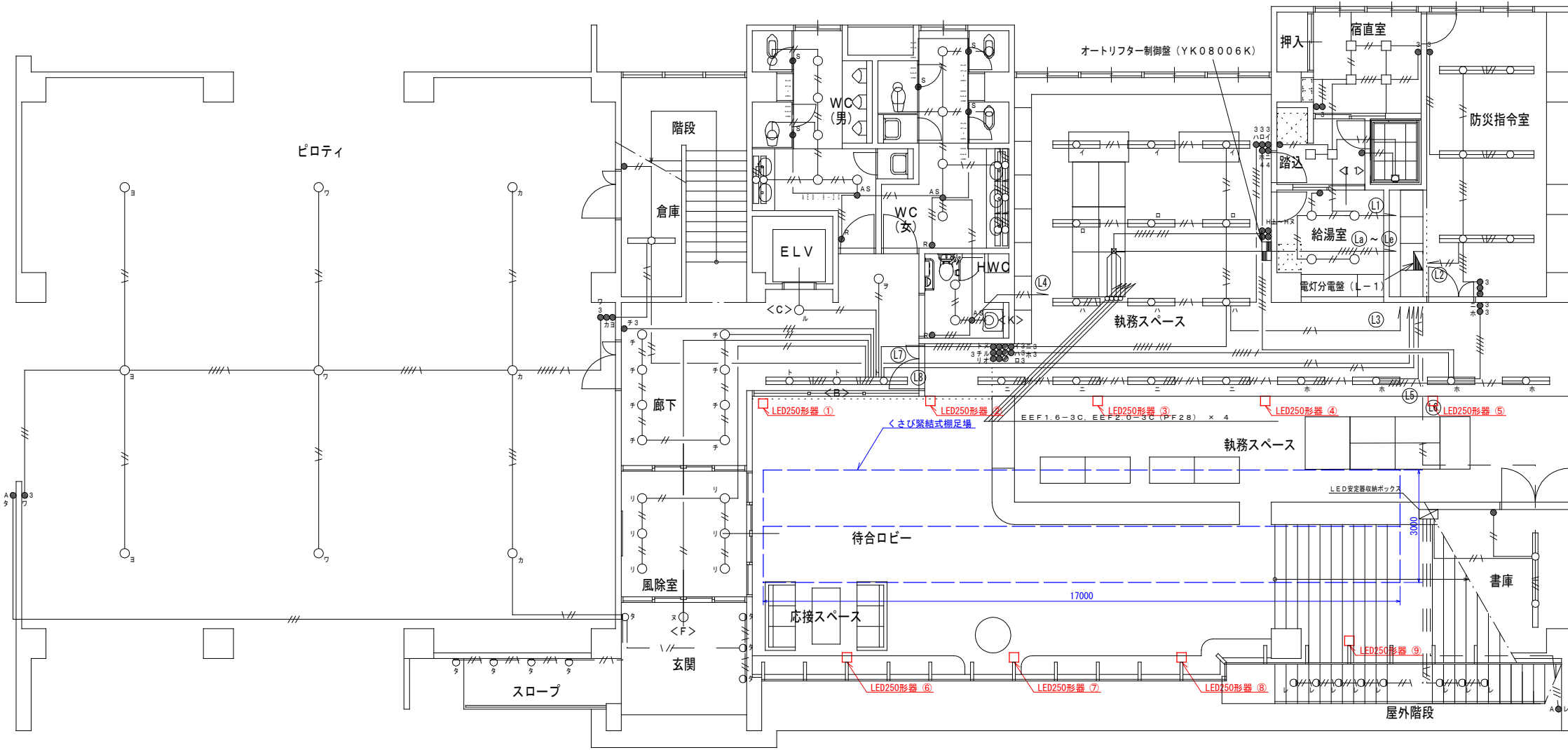
- ① 工事用電力、用水については、施設管理者と協議すること。
- ② 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次施設管理者と協議すること。
- ④ 足場その他
足場及び作業構台の類を(**本工事で設置する** ・ 関連工事が定置するものを無償で使用できる)。
 - ・ 内部足場(図示の通り)

4章 電灯設備

1. 照明器具

LEDモジュールの光源色は、図示のとおり。ただし、監督員との協議による。

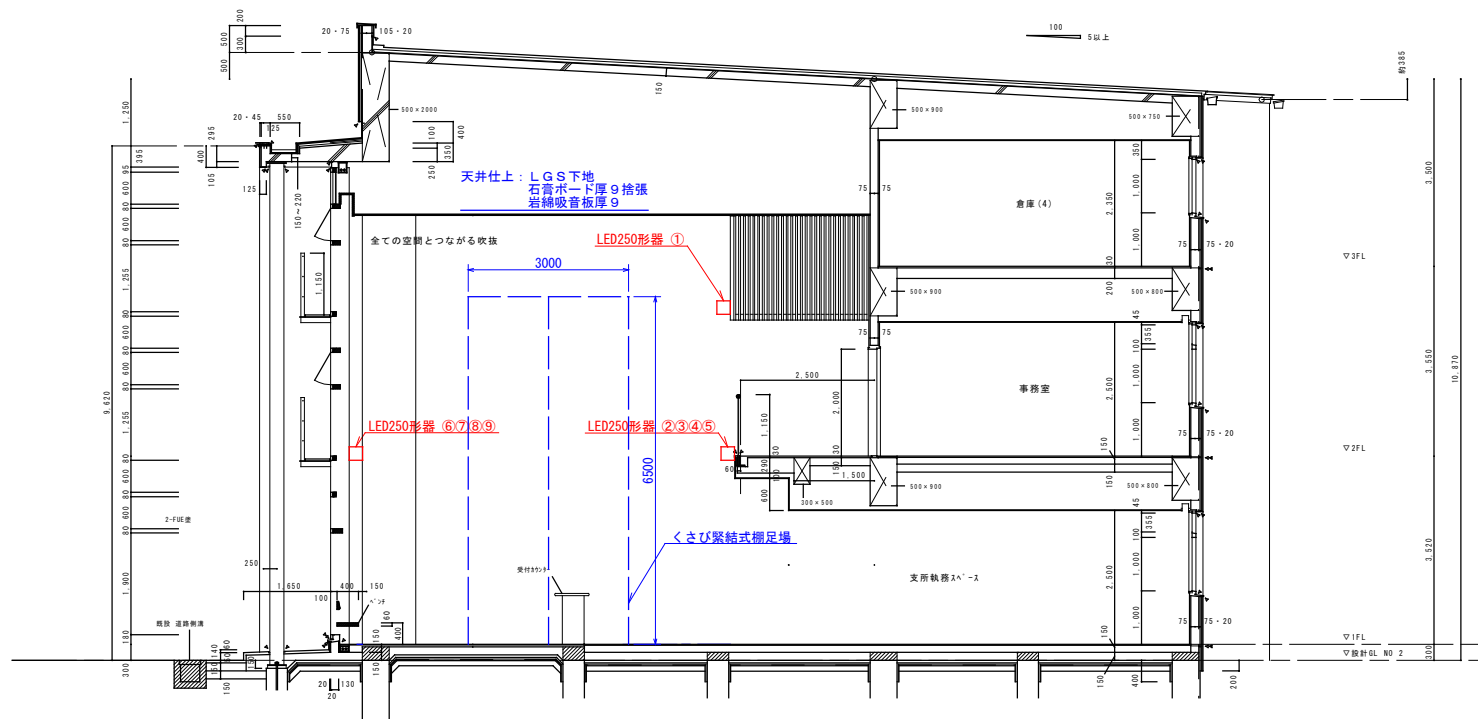
照明設備 平面図 1/100



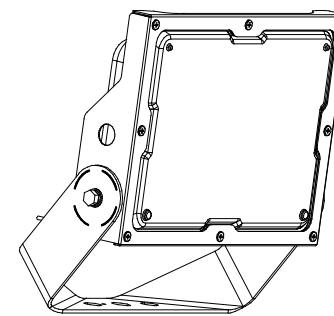
—//—	EEF 1.6mm-2C (PF16)
—//—	EEF 1.6mm-3C (PF16)
—//—	接地線 (EEFケーブル1芯追加対応)
—//—	EEF 2.0mm-2C (PF16) /分電盤~第一負荷間
—//—	EEF 2.0mm-3C (PF16) /分電盤~第一負荷間

玄関 <F> : 1 <G1> : 4	倉庫 <H1> : 1	便所 (女) <H3> : 6 <L1> : 6 <L2> : 1	執務スペース <A2> : 17
スロープ <G1> : 4	風除室 <E> : 6	便所 (男) <H2> : 2 <L1> : 7	廊下 : 3 <C> : 1 <D1> : 9
階段 <I1> : 2	ピロティ <V> : 9	HWC <K> : 1 <L1> : 2	防災指令室 <A1> : 6
給湯室 <J> : 4	宿直室 <I1> : 4	防火指令室 <A1> : 6	書庫 <H1> : 2
	シャワーユニット <U> : 1	書庫 <H1> : 2	屋外階段 <G2> : 8

照明設備 断面図 1/100



LED250形器 1/50



LED内蔵、電源ユニット内蔵、防雨型・防噴流型・耐塵型、ワイド配光
 光束9000lm、消費電力68.2W、電圧100~242V
 昼白色、5000K、Ra70光束維持時間60000時間 (光束維持率80%)
 本体: アルミ (シルバーメタリック)
 パネル: ポリカーボネート (透明つや消し)
 保護等級IP65、耐風速60m/s
 落下防止ワイヤー付、耐雷サージ: 15KV

投光器 水銀灯250形相当 (パナソニック NYS15270KLE9)

図面番号	第 1 号	図面総数	1	業
図名	施工図		縮尺	図示
名称	令和8年度 南海トラフ巨大地震等対策事業 木沢支所ホール照明取替工事			
施行箇所	那賀郡那賀町木頭			
工事種別	電気設備改修工事			
所属年度	令和 8 年度	工事番号		
町長	設計	製図	那賀町役場 木沢支所	